

議会運営委員会

令和4年2月21日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○溝部真紀子	齋藤 文夫
嶋田 善行	横田 敏文	坂口 徹
奥村 容子		
伴 議 長		

2. 理事者出席者

総 務 部 長 西 卷 昭 男

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐 谷 容 子 同 係 長 吉 川 也 子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、坂口委員、奥村委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しているレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和4年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程につきましては、12月14日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、3月1日（火）から3月24日（木）までの24日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和4年第1回斑鳩町議会定例会は、3月1日（火）から3月24日（木）までの24日間で決定いたします。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

2月14日の議員懇談会で3月議会上程予定案件について資料が配布されましたが、一部変更等があるとのことでした。

総務部長より説明をお願いします。 西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。去る令和4年2月14日開催の議員懇談会において、資料配布させていただきました、令和4年第1回定例会提出予定議案について、予定議案の取下げ等の変更が生じたことから、本日は貴重なお時間を頂戴いたしまして、その概要についてご説明させていただきます。

はじめに、令和3年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容を受けての条例改正案3議案の取り下げでございます。

これら3議案は、法改正に係る国会の審議状況に応じて上程させていただく予定としておりましたが、2月1日に提出された国家公務員の法案の国会審議は進んでいない状況でございます。そうしたことから、これら条例改正案については、2月25日の議会招集告示時点で法案が可決される見通しはなく上程できないと判断し、予定議案から取り下げられることとしました。

次に、町道認定案件の路線の追加です。資料15訂正をご覧ください。認定案件の町道認定につきまして1路線の追加がございます。追加します路線は、太字で囲んでおります整理番号1の町道199号線でございます。これにより認定に附すべき路線は8路線から9路線となってまいります。

次に、車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定とその補正予算に関する報告案件でございます。資料はございません。現時点で、示談には至っておりませんが、一両日中には示談ができる見込みであり、これにあわせて専決処分を行う予定としております。

最後に、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に関する議案です。土地賃貸料に関する議案と、これに関連する補正予算の議案につきまして、議会上程できる環境が整いましたならば、追加上程をお願いしたいと考えております。その際には、臨時の議会運営委員会の開催等につきまして、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。以上、説明させていただきます。

これらの案件につきまして、何とぞご理解をたまわりまして、お取り計らいのほど、よろしくようお願い申し上げます。

委員長 佐谷議会事務局長

議会事務局長 議長より、議員発議となる「斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」については、町の上程時期に合わせる方向で進めたいとお聞きしておりますので、お伝えいたします。以上です。

委員長 ただいま総務部長と議会事務局から説明がありましたことについて、運営

に関わりまして質疑、ご意見等があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ただいま、総務部長にご説明していただきましたが、3月1日の全員協議会に総務部長が出席して説明していただくべきかどうか、委員のご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 いつも全員協議会で説明いただいておりますので、今回もそうしていただいたらいいかなと思います。

委員長 ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただいま説明いただいた分について、改めて全員協議会でも総務部長にも出席していただいで説明いただくこととしておきます。

それでは、付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1．会議録署名議員の指名、日程2．会期の決定をします。

次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、日程6．報告第1号 監査結果報告については、のちほど事務局より相談があるとお聞きしております。

その後、町長から令和4年度の施政方針の説明を受けることとします。

次に、提出されました議案を一括上程し、総括提案説明ののち、議事日程に従って議事を進めることとします。それでは、各議案の取り扱いについて付託先などの確認をさせていただきます。日程8．議案第1号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程9．議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程10．議案第3号 斑鳩町

延長保育に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 1 1. 議案第 4 号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 1 2. 議案第 5 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 1 3. 議案第 6 号 令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 7 号）については、総務常任委員会に付託。日程 1 4. 議案第 7 号 令和 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 1 5. 議案第 8 号 令和 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についても、厚生常任委員会に付託。

次に、日程 1 6. 議案第 9 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計予算についてから、日程 2 1. 議案第 1 4 号 令和 4 年度斑鳩町下水道事業会計予算についてまでの 6 議案は一括議題としたうえで、一般会計と各会計の当初予算でございますので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程 1 6. 議案第 9 号から日程 2 1. 議案第 1 4 号までの 6 議案につきましては、予算審査特別委員会を設置し、付託します。

なお、この予算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところでございますが、本会議初日に 6 議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第 5 条の規定に基づき、委員 7 名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくこととします。

次に、日程 2 2. 議案第 1 5 号 奈良県広域消防組合格約の変更については、総務常任委員会に付託。日程 2 3. 議案第 1 6 号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、建設水道常任委員会に付託。日程 2 4. 議案第 1 7 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定については、建設水道常

任委員会に付託。日程 25. 議案第 18 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についても、建設水道常任委員会に付託。日程 26. 認定第 1 号 町道認定についても、建設水道常任委員会に付託。次に、日程 27. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 14 号）について）から、日程 31. 報告第 6 号 令和 4 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてまでの 5 議案は報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けることとします。このうち、報告第 4 号と報告第 5 号の 2 議案につきましては同一事故にかかる関連した議案でございますので、これまでの例により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

報告第 4 号と報告第 5 号については、一括議題とすることとします。なお、この 2 議案につきましては、さきほどの総務部長が説明されましたが、報告案件として上程されないこともありますので、確認しておきます。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認しましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

ここで、事務局より、3 月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。

佐谷議会事務局長。

議会事務

議会事務局より、3 月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について

局長

ご相談させていただきます。

1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、12月議会と同様の対応、議員席・傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するかどうかをご協議ください。

2点目、本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてと、監査報告についてです。3月議会は施政方針もあり、会議時間が長時間となる傾向があります。このことから、提出議案説明については、12月議会と同様に事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議で説明部分を省略される議事運営について、3月議会も同様に行うかご協議をお願いいたします。また、3月議会初日は、例年、代表監査委員による監査報告を口頭によりご報告いただいておりますが、議長あてに文書で提出いただいた監査報告書を配布させていただいておりますことから、例年通り口頭での報告をいただくか、令和3年と同様に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、文書での報告のみとしていただくか、ご協議をお願いいたします。

3点目、予算審査特別委員会について、昨年と同様に、冒頭と表決時の出席理事者を最小限にしたいと考えております。

これらのことについて、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま事務局より、3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について大きく3点相談がありましたが、これについて質疑、意見があればお受けします。横田委員。

横田委員

提案どおりで結構かと思えます。

委員長

ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については12月議会と同様の対応とする、また、本会議における町長の提出議案説明朗読についても12月議会と同様に一部省略し、監査委員報告は文書報告のみいただき、朗読を省略していただきます。さらに、予算審査特別委員会の冒頭と表決時の理事者は最小限度とすること、以上3点についてご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、(1) 令和4年第1回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の陳情書をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。まず、この文書を受けた経緯について簡単に事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、これまでに提出を受けました2件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

1点目、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書は、令和4年1月25日に、奈良県保育運動連絡協議会 代表者 新拓治氏より郵送されてきたものでございます。陳情書の趣旨は、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うために、保育所の施設と職員配置基準を改善するとともに、さらに保育士の処遇を改善するよう、国の関係機関に意見書を提出されたいとのことです。

2点目、母（毛嘉萍^{もうかへい}）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望は、令和4年1月25日に付偉彤氏^{ふいとう}より郵送されてきたものです。陳情書の趣旨は、陳情者の母が中国で法輪功を修練していることを理由に拘束されていることについて、人道的な立場から中国大使館と外務省に働きかけるとともに、早期救出を求める意見書を国の関係機関に提出されたいとのことです。

以上、提出を受けました2件の要望書についての概要でございます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

この2件の要望書については、事前配布しておりますので、このまま進めさせていただきますようお願いいたします。

(異議なし)

委員長 それでは、これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

まず1点目、「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書」について、委員皆様のご意見をお受けします。

横田委員。

横田委員 私は議員配布でいいと思います。理由は、これは昨年12月8日に第59回子ども子育て会議で決まったことなんですね。その内容を見ていると、今後、内閣の子ども子育て会議の中で、地域における保育所、保育士等のあり方に関する検討会がありまして、保育士の処遇改善については課題として、中長期的に解決していくという文言もございますので、私はもう議員配布でいいかなと思います、以上です。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 横田委員さんと同じで、議員配布にとどめておいていいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、ただいまお二人の委員から議員配布でいいのではないかと

というご意見がありました。ほかの委員さんもそれと同様ということでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

それでは、2点目、母（毛嘉萍^{もうかへい}）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について、委員皆様のご意見をお受けします。

横田委員。

横田委員 法輪功ですね、これは1990年以降にですね、中国政府は法輪功を邪教として指定していて、活動を禁止しているということなんで、私はこれは議員配布でいいのではないかなというふうに思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 私はこの陳情については意見書云々に馴染めへんのと違うかなと。個人の問題を国を挙げて相手国にどうこうせいというようなことは馴染まないとしますので、議員配布でいいのではないかなと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

(な し)

委員長 ただいま、お二人の委員から議員配布でいいのではないかとご意見がありました。そのような形にさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ただいま議題となっております、母（毛嘉萍^{もうかへい}）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

以上で、（２）要望書等の取扱いについてを終わります。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（ 午前 9 時 2 0 分 休憩 ）

（ 午前 9 時 2 0 分 再開 ）

委員長

再開します。

次に、（３）令和 4 年 5 月の委員会委員選出方法についてを議題とします。

事務局より、説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

令和 4 年 5 月の委員会委員の選出方法につきまして、ご説明させていただきます。現在、議員が 1 名欠員の状況です。このため、令和 4 年 5 月の委員会委員選出にあたりましては、先例と慣例に定める手続きでの選出ができませんが、平成 3 0 年 5 月の委員改選時も同じ状況であったことから、このときの改選方法について、資料 1 にもとづき説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。まず、①議長と副議長が、議席順に皆さんから所属希望の 3 常任委員会を聴取されます。その後の話し合いにより②のとおり 3 名・4 名・4 名となるよう調整されます。次に③、3 常任委員会の決まった委員さんから広報発行常任委員会の委員を各 2 名選出していただきます。次に④、広報発行常任委員会委員に選出されなかった方 1 名・2 名・2 名で、所属外の常任委員会の希望を聴取し、調整の上、委員を選出していただきます。続いて⑤、3 常任委員会の空席 0 席・1 席・1 席について、全議員から所属希望をお聞きし、調整、選出します。ただし、広報発行常任委員会所属の委員から希望がある場合は、これを優先することとします。ここまでで各常任委員会委員がすべて決定しますので、次に⑥常任委員会ごとにご相談いただき、正副委員長を互選していただきます。ただし、副議長の委員長就任

は不可となっております。

次に、3 常任委員会から各 2 名、広報発行常任委員会から 1 名の議会運営委員会委員を選出いただき、正副委員長を互選していただきたいと思えます。最後に、議長が全員協議会です承を得て、常任委員会委員と議会運営委員会委員を本会議で指名し、正副委員長の互選結果が報告されます。

また、9 月と 3 月に行われます予算と決算審査特別委員会については、総務、厚生、建設水道常任委員会から各 2 名、広報発行常任委員会から 1 名で構成することとなっております。

なお、改選が行われる 5 月の臨時議会については、現在、5 月 10 日（火）で日程調整を行っておりますので申し添えます。

以上、令和 4 年 5 月の委員会委員選出の方法（案）についての説明とさせていただきます。

委員長

ただいま事務局長より説明がありましたが、正式には、5 月の全員協議会で議長が諮って選出方法を決定しますが、事前に、議員 1 名が欠員の状況での委員選出方法について確認しておくということで、取り上げさせていただいております。ただいま、議会事務局長より説明を受けたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

報告にもありましたけども、前回にも欠員が生じた場合に、その方法で選出させていただいておきまして、次の 5 月の時も同じような形でということですが、これでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、令和 4 年 5 月の委員会委員選出方法については、平成 30 年 5 月の委員改選時も同様に、事務局から説明のあった方法による選出することを確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、そのように確認をしておきます。

以上で、(3)令和4年5月の委員会委員選出方法についてを終わります。

次に、(4)今年度の検討事項について、①議会のIT化及び議会の発信力を高めていくことについてを議題とします。

12月14日の議会運営委員会で、ホームページの充実を進めるということで確認をし、内容については持ち帰っていただき、本日の委員会で改めて意見をいただくということになっていたと思います。この間、横田議員から、事前にご意見をメールでいただいておりますので、資料2としてお配りしております。この件も含めまして委員皆様のご意見をお受けしたいと思えます。もしあれだったら、横田委員のほうから提出いただいた件について簡単にご説明いただくとありがたいんですけど。

横田委員。

横田委員

議会情報としてトピックスということで、下のほうに書いてますけど、議案書の要旨ですとか、委員会の説明資料とか、そういったものをトピックスの欄に入れたらどうかなと思って提案をさせていただきました。

委員長

これは時期的には本会議が閉会したのちということですね。

横田委員

その辺のところもスケジュールも含めて、あと、こういうのが可能かどうかちょっと検討しないといけないと思うので、こういう考えはどうかなということ、ちょっと提案させていただきました。

委員長

まずその技術的な問題について、事務局で回答お願いできますか。

佐谷議会事務局長。

議会事務局
局長

まず議案書の要旨についてでございますが、議員懇談会の資料が一番わかりやすいかと思えます。ただし、本日総務部長からも資料15の訂正があり

ましたように、議員懇談会后、訂正になることがありますので、これについては本会議が始まりましたのちにですね、PDFを掲載するということが、訂正になりましたものは、訂正になりましたもので訂正後のものを掲載するということが、住民さんにとっても誤解がないであろうと思われま

す。2点目でございます、委員会の説明資料につきましては、昨年の定期監査におきまして、監査委員から委員会記録の綴じ方についての指導をいただきまして、その時から袋とじになりまして、そのため、のちの時代になって、あとで委員会の資料をコピーするのが非常に困難になりましたことから、ちょうど1年ほど前から委員会の資料をすべてデータで集めております。そのため、今、議会事務局のフォルダに委員会のデータ、資料のデータは入っておりますので、よほど大きいものですね、例えば、大きい地図を何重にも畳みまして配られるものでありますとか、あとは計画の冊子、そういったものを除きまして、10枚ぐらいまでのものでございましたら、こちらはPDF化いたしまして、掲載を可能であろうと考えております、以上でございます。

委員長

今、局長の説明でいうと、1の議案書の要旨については上程後に初日で掲載しようと思っただけでいいよと。委員会のほうも、委員会の中で提出されれば、データとしてあるので掲載は可能だという、技術的な問題ですね、掲載の時期をどうするのかというのも、またこのやり方も含めて、他の委員さんもお意見いただければと思います。 齋藤委員。

齋藤委員

天理市と大和郡山市の議会のホームページ見てみますと、例えば天理市ですと、これは本会議が終わってからですけども、例えば報告第1号何々についてとあって、そこをクリックすると先ほどのPDFの議案が全部出てくる、その下に何月何日提案可決了承とかいうように出るんです。それがどのタイミングで、本会議が終わってから掲載しているんじゃないかなと思うんですけども、議会の結果とかが、そういう欄を設けて、終わったのをすぐPDFで載せていけばいいのかなと思います。それで、同意については詳細は載せなくて、例えば、天理市教育委員会の教育長の任命について同意を求めることについて、何月何日同意と、議案だけPDFで載けて、中全部見れるようにしてました。大和郡山市は全体の要旨を書いて、その下の右のほ

うに可決とかそういうふうに書いてますんで、大和郡山市の方式にすると、まとめるのが面倒、長いのをぜんぶ纏めると、どれを残してどれを外すかというのは面倒なんで、一番簡単なのは天理市みたいに、そのままドーンと載っけて、可決、否決、こういうふうにしていったら、そんなに手間もかからないで、局長の話していたようにPDFで載せれば、どのタイミング載っけるかというのが、委員会で話し合ったことを載っけて、本会議で可決したら載っけるとかなってくると、同じものが二重に載っかっていってしまう。委員会で可決、本会議で可決。委員会のところはあんまり詳しく載っけないで、委員会はまた別の項目があるかもわかりませんが、本会議だけはきちんと載っければ、住民の声には、議事録ができるまでのタイムラグのない感じで、議会の内容がオープンにできるのではないかなと思います。

委員長

以前の、もともと委員長報告をメインとしてというか、軸にして詳細を住民の皆さんにわかってもらうほうがいいんじゃないかという、だから議会だよりをちょっと膨らませた形という意見もありましたけど、委員の意見とかそういう詳細についても省略するというご提案でよろしいでしょうかね。

齋藤委員のおっしゃるあれだと、本会議が終わったのちに、議案に対する結果も含めて掲載をすると、そして委員会についてはダブらないようにすると、資料なんかはPDFで掲載をすると、大まかに言ったらそういう感じだと思ったんですけど。

ほか、委員さんいかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

イメージまだよく湧いてないんですけど、委員会での可決というのは、可決すべきものであるということの可決ですね。本会議での可決は可決否決の問題であって、委員会ではその委員会で審議した結果、可決すべきものであると、斑鳩町議会がそういうふうな感じなので、委員会ではその議案の説明と、でええわけであって、もちろん本会議での可決否決は議会だよりにちゃんと載ってますわね。そやから可決否決はもうあんまり重要やないんと違うかなと、要は、議案の内容と質問事項だと思うんですけども、僕はね。それをホームページに反映させていこうと思ったら、どのようにするんか、横田委員おっしゃるように、トピックスという方法もひとつの方法であろうと思

いますし、議会だよりもうちよっと詳しく載せるのもひとつの手やなどとは思うんですけどもね、そこらへんイメージ僕自身は今、わいてないんですわ。

委員長

検討事項については、3月議会の議会運営委員会で最終的に一定の結論を出したいなというふうには思ってきているんです。掲載方法についてある程度、柱を議会運営委員会の中で確認して、あとはそれぞれの委員会にお任せをするということもできますけど、それかもう完全にやり方等について確認をしてやるのか、その方法としてはいくつかあると思うんですけど。それぞれ委員さん何を掲載するべきやというお考えも違うかとは思いますが、そこをばらばらにしているのかどうかですね、例えば厚生常任委員会見たら質疑の分も載っていると、でも総務常任委員会ではそれは載っていないというようなことが起こったときに、住民の皆さんからどういう意見があるのか。以前局長が報告してくれはった、議会だよりが出るのが遅いので、もっと早く情報が欲しいと、これ詳細については聞いてないんですね。

議会事務

はい。

局長

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

質疑の内容については後に出ます議事録に詳細載ってますので、そこまでホームページに載けると大変なので、それは後で見てもらうということで、先ほど嶋田委員がおっしゃたように、委員会は本会議にかけるあれですので、委員会と本会議の2つをホームページに載せると、住民もまた混乱すると思いますので、委員会のものは載せない、本会議だけ、議案と可決なのか否決なのか載せる、その詳細については後に出る議事録で確認してくださいというのであれば、住民にとってはどんな議案があって、どうだったのかというのが、議会だよりよりも早くわかりますし、また詳しい内容もわかると思いますので、その方向でした方がスムーズに行くのではないかなと。

あまり細かいことまで決めるとなかなか前に進んでいかないのではないかなという気がします。

委員長 横田委員。

横田委員 本会議の部分だけであつたら、要は3か月に1度ですよ、そういう意味では隔月に委員会やっているんだから、話題性というか、いろいろデータもらったりするわけですから、それはやはり住民の皆さんに情報展開するというのは大事かなというふうに私は思います。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 私、先ほど技術的な面で、委員会の資料を掲載することは可能と申しあげましたが、委員会につきましては、特に各課報告事項の資料につきましては、まだ、理事者の構想段階で出すものもございますので、それをホームページに出してしまうと、既成事実化してしまうという懸念もありますので、こちらにつきましてはもうちょっと研究させていただきたいなど、どういう影響があるのか。本会議に資料につきましては、議員懇談会でいったら要旨の部分を掲載してこういうことが上程されて可決されたとなりましたら、それは本当に決まったことなので、閲覧される住民さん、他市町村の方、閲覧者にとりましても、混乱は与えないです、斑鳩町はこういうことをされるということが決まってこういう方向に進んでいくんだということがわかるんですけど、委員会に資料につきましては、こういう方向を考えているということで、それを決まった、もう議会に出したから決まったというふうに、ちょっと誤解される可能性もあるので、こちらについては事務局の中で検討させていただく猶予がいただければと思うんですけども。以上でございます。

委員長 今、局長からそういう意見もありましたけど、基本的に委員会に提出された資料というのは、公開にはなってますよね。それも含めて検討いただければと思います。最初の段階で本会議を中心とした公開の仕方ということで意見をいただけてましたけども、横田委員から閉会中の委員会についてもきちんとホームページにあげて、皆さんに情報公開をするべきではないかという意見をいただきましたが、それも含めて皆さんのご意見さらにいただければと思います。 伴議長。

議長

本日からぼちぼちですが、話ができるようになりましたんで、この場を借りて、いろいろご迷惑をおかけしました。今後ともよろしくお願ひします。

この件ですけれども、実際に傍聴に来られた方は資料とかもらえない状態で運営しているということもあって、後々どのタイミングで公開されるのかということもあると思いますが、それやったら傍聴の方から資料が欲しいという声があがる可能性もあるんじゃないかと、ちょっと私それに対して危惧っていますか、マスコミの方も傍聴に来られる、今回の斑鳩は動きがあるん違うかということやったら当然仕事ですんで来られる、だけどそれがどういう形で出回るかという、ただ反面これを公開することがなかったら、議会の流れ、なぜこの話になったのか、資料が、局長からもありましたように、反対になるかもわかりませんが、変更していく話というのも結局資料がなかったら何のことを言っているのかわからない、反面そういうこともあると。いたしかゆしと、公開の難しさというのを感じています。またそういうこと議論していただいたらと思います。

委員長

委員会のほうは議案でなくて要旨もありませんので、報告ですよ。だからもし掲載するとしたらレジメを掲載してさらに資料をプラスするか、その辺が検討に値するかなど。形としてはね、掲載すると思うんですけど。閉会中の委員会とあと、本会議、開会中の委員会に関しては掲載しないほうがいいのではないかと、それもその資料をつけるのかどうかの議論になるかなどと思いますけど。その辺整理をしていきたいなと思いますんで、ひとつずつお尋ねして行ってよろしいでしょうかね。

まず、本会議で提出された議案について要旨と結論、開会中の委員会で提出された資料をつけて閉会後にホームページに載せるのが、今まで聞いていた中で整理するとこんな形になるかなどと思いますけども、まず本会議のことについて、ご意見いただければと思います。

嶋田委員。

嶋田委員

結局こういうふうなやつですわな、本会議の関係やから。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時53分 再開)

委員長 再開します。

まず、お尋ねしました本会議の分の掲載方法について整理をさせていただきたいと思いますが。 齋藤委員。

齋藤委員 本会議の議題を載せて、議題をクリックするとPDFで内容が出るように。あわせまして可決なのか否決なのかそれも出るように、手始めにしてもらって、それから委員会は別やね。

委員長 開会中の委員会。

齋藤委員 開会中の委員会は、委員会と本会議の期間も短いので、開会中の委員会は割愛する、よっぽどのがない限り割愛して本会議だけ載せるというのでいいと思います。

委員長 今、齋藤委員のほうで出た意見で総括的なご意見いただきましたけども、本会議の分については一度それでやってみるということで、そういう形でまとめさせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは本会議については、そのように確認しておきます。

あと、閉会中の委員会についてはどうさせていただきますでしょうか。

横田委員。

横田委員 先ほど嶋田委員もおっしゃったけども、とりあえず本会議から初めて徐々に付け加えていくというか、そういう形で進めていったらいいのではない

か。第一段階は本会議のみという形で進めたらどうですか。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私も横田委員と同じように、閉会中につきましては、議会だよりも載ってないわけですので、次の段階で。まずは本会議で、次の段階で議会だよりも閉会中を載つけようとか、そういう議論をしたうえで、閉会中の分もホームページの載つける、そういうふうな段取りで進めていって、とりあえず本年度は本会議だけやってみると、ご意見聞いてまた改良していくという方向でいいと思います。

委員長 ほかの委員さん。 奥村委員。

奥村委員 先ほどからのご意見でいいと思うんですけど、できる限りシンプルに住民さんにとってわかりやすいように、あまりいろいろばーっとなっても分かりにくいと思うんで、まずはシンプルにさせていただいたほうがいいかなと思います。

委員長 ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、①議会のIT化及び議会の発信力を高めていくことについては、今後本会議の議案と要旨、また議案に対する結果をわかりやすい形で本会議終了後に町のホームページ、議会のところに掲載をしていくということで、今年度はこれを結論にしたいと思いますが、それで確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら①については以上で終わります。

次に、② 報道機関による議場での写真撮影についてです。

このことについては、9月21日の議会運営委員会で、①議会のIT化及び議会の発信力を高めていくことについて、仮にネット配信を進めるとなった場合には関連するので、その方向性が見えてから議論するというふうの確認をしていましたが、①につきましてはがホームページの充実を進めるという方向となり、さきほど結論についても確認をさせていただきました。

そのため、今回、皆様のご意見をお聞きし、報道機関から議場での写真撮影の依頼があった場合の方針について、改めて議論を再開したいというふうに思います。

これにつきましては、昨年9月の議会運営委員会では、「撮影は原則禁止すべき」「報道関係のみ原則許可で、最終的には議長判断」といったかたちのご意見が主なものであって、選択肢としてはどちらかになるのではないかというふうに考えておりますが、改めて委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

嶋田委員。

嶋田委員 僕は原則禁止。一般の方であろうと、報道関係であろうと。ほんで最終的には議長判断と、ということで前から言っていることです。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

(な し)

委員長 ただいま、嶋田委員から原則禁止で、最終的には議長判断というご意見が出ましたけど、ほかに。

奥村委員。

奥村委員 嶋田委員と一緒に判断でいいと思います。

委員長 ほかの委員さんもそれでよろしいですか。原則許可というご意見は。報道関係のみという意見も出てましたけども、それはなしでよろしいですか。

横田委員。

横田委員 従来から嶋田委員がおっしゃっているスタイルでやっているんですよね。私もそれに賛成ということで。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 ちょっと教えてもらいたいんですけども、この議論はそう決まったら縛られていく、ずっと縛られていくということなんでしょうか。例えばインターネットで議会の状況を映すとか議論がこれから来年進んでしまった場合、その時も今の議論が縛られてということにはならないですね、その時にはその時でまた変わるということで理解してよろしいでしょうか。

委員長 一応、今年度の検討事項ということで結論出させていただきますけど、それが未来永劫続くかといったら、そういうわけではございませんので、また、改めてこの件について検討したいと委員さんから提案があれば、その時の議会運営委員会で議論していただくことになろうかと思えます。

齋藤委員。

齋藤委員 じゃあ、嶋田委員と一緒にいいです。
ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、②報道機関による議場での写真撮影については、これまでどおり原則禁止とし、最終的には議長判断ということで、まとめとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、②報道機関による議場での写真撮影については、そういう形で

確認をさせていただきます。

10時20分まで休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、③押印を必要とする書式の見直しについてを議題とします。

事務局から説明願います。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

12月14日の議会運営委員会で、斑鳩町議会住民懇談会実施要領と、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の関係様式についてご説明させていただきました。再度、説明させていただきますが、斑鳩町議会住民懇談会実施要領で押印欄があるのは、資料3の(ア)に記載させていただいております様式1のみでございます。こちらを改正される場合は、要領ですので、従来の斑鳩町議会の方式では、議会運営委員会で一部改正の内容を決めていただいた後、全員協議会で委員長から報告いただき、全議員から異議がなければ、要領改正の手続きが完了します。

次に、裏面の(イ)でございます。斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱には8つの様式に押印欄があり、改正される場合、要綱ですので、従来の斑鳩町議会の方式では、議会運営委員会で一部改正の内容を決めていただいた後、委員会発議で議案を上程し、本会議で一部改正を可決されまして、要綱改正の手続きが完了いたします。なお、押印見直しと同時に、町においては、規則等に定める様式を、宛名のほうですね何々「殿」から何々「様」に変更されておりますので、何々「様」と改正する案をお示ししています。

最後に、(ウ)でございます。町長部局と共有している斑鳩町政治倫理条例施行規則についての押印見直しの報告でございます。

資料1の3ページ目の(ウ)のとおり、斑鳩町政治倫理条例施行規則と斑鳩町政治倫理審査会規則について、総務課のほうで「斑鳩町行政手続きにおける押印等見直しに向けた基準」に基づき、必要な改正を行われておりますので、ご報告します。

以上、資料3についてのご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、要領・要綱ごとに、ご意見をお聞きしていきたいと思えます。

(ア) 斑鳩町議会住民懇談会実施要領の関係様式の押印の見直しについて、委員皆さまの質疑、ご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これで結構かと思えます。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、(ア) 斑鳩町議会住民懇談会実施要領の関係様式の押印の見直しについては、提案どおり改正を行うということでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは、(ア) については改正をするということを確認をしておきます。なお、要領の改正については、全員協議会で報告し、異議等がなければ、議長決裁を経て、要領改正が確定しますので、こちらについても確認しておきます。

次に、資料裏面の(イ) 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の関係様式の押印の見直しについて、委員皆さまの質疑、ご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これで結構かと思えますが、ちょっと「殿」を「様」に変更と、それはそれでいいんですよ。これ「殿」てどういう形っていうんか、失礼にあたるわけですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 決して失礼にあたるということではございませんけれども、現在すべての要綱につきまして「殿」と「様」が混在しているということで、一般的によく使われている「様」に統一されると聞いております。以上でございます。

嶋田委員 結構です。

委員長 ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、(イ)斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱関係様式の押印の見直しについては、提案どおり改正するという事で確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

そうしましたら(イ)についてはそのように確認し、要綱については、従来から本会議での議決を行っております。3月1日の全員協議会で報告後、異議等がなければ、要綱改正案を3月18日の議会運営委員会で確認し、3月議会の最終日24日に委員会発議する予定ということ、あわせて確認しておきます。

(ウ)は、総務課所管の改正事項の報告ですので、確認しておきます。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けします。

(な し)

委員長 なければ、私のほうから、新型コロナウイルス感染症に関連して2点、相

談させていただきたいと思います。

1点目は、町議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表のあり方についてです。令和2年11月20日の議会運営委員会において、当時は、奈良県が公表する感染者情報に在住市町村と職業欄があり、住民さんが不安にならないよう、町議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、町ホームページで公表するということを決めました。

しかし、現在、奈良県が公表する感染者情報から職業欄がなくなっており、町議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表のあり方について見直してよいのではないかとというふうに考えます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについてです。お手元に資料として、令和3年9月1日付けの文書を配布しています。半年の間でさまざまなコロナ事情が変化しており、実情と合わない部分が出てきているのではないかと考えます。例えば、保健所の指示、保健所の指導と記載されていますが、現在、保健所から直接指示を受ける人は少なくなっており、医師による診察の結果、自分で判断されたり、あるいは市販の抗原キットで検査を受けて、自主的に自宅療養されたりしている人もいます。また、資料の③については、同居の親族等がPCR検査の結果が陰性であっても、議員本人がPCR検査または抗原検査を受け、その陰性を確認するまでは公務の出席を見合わせる事となっておりますが、感染者急増により抗原検査キットも入手しづらいという状況です。このようなことから、この取り扱いについて、再度検討してはいかがかと思います。

これら2点について、委員皆さまの質疑、ご意見をお受けしたいと思いますが、まず1点目、町議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表についてですが、今、公表しなくても混乱は招かないというふうに思いますので、それについては取りやめにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、その件についてはご異議ございませんでしたので、町議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表は行わないという

こととし、全員協議会にその旨を報告させていただきます。

また、次に、新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについてですが、資料を見ていただいていると思いますが、先ほど申しあげましたように、その③のところを実施しづらい状況もありまして、これを前提条件にしていると、検査キットが入手できないので、陰性を証明できず出席できない、という委員が出てくるのが考えられますので、③については撤去、取ってしまったらどうかなというふうに思いますが、これについて委員皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長

再開いたします。

ただいま申しあげましたように、③については実情と合わないところが出てきているので、取ってしまうというのと、あと、休憩中に事務局のほうからも指摘いただきましたが、②の保健所となっているのを保健所等というふうにちょっと幅を持たせてはどうかということで、このように修正させていただければどうかと思いますが、いかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員

①も保健所の指示に、等でなくて。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

①と②の保健所の後に「等」という字を入れていただけたらと思います。

委員長

ほかにございませんか。

コロナの感染状況についても、刻々と変化をしておりますので、時々で対応が必要だと思えますが、現時点におきましては、ただいま申しあげましたように、申し合わせ事項について③については撤去、①②の保健所を保健所等ということで、文章を改めるということで確認をしておきたいと思えます。

(異議なし)

委員長 それではそのように確認をしておきます。
議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前10時32分 閉会)